

## 外部からの人の受入について（職員周知）

- 1 ここではいう外部からの人の受入とは、新採用職員、新利用契約者、実習を行う学生、支援学校等の実習者、ボランティア、見学者などをいう。
- 2 受け入れ開始の際に確認する事項を次の通りとする。
  - ① 37.5℃以上の発熱がないこと。
  - ② 咳、喉の痛み、倦怠感、味覚異常、嗅覚異常、及び一般的な風邪の諸症状が一切ないこと。
  - ③ 国指標のステージⅢ及びⅣに該当する新規感染者（\*1）が見られる市区町村を14日間以内に訪問していないこと。  
訪問場所が三密の環境下で、不特定多数の集合する場所（冠婚葬祭、集会、イベントなど）を訪問していないこと。
  - ④ 家族、友人、及び身近な人で上記①～③に当てはまる人と14日間以内に接触がないこと。
- 3 2の①②に抵触した場合には、その症状がなくなった日から14日間以上経過した段階で再度確認する。
- 4 2の③に抵触した場合には、訪問した日から14日間以上経過した段階で再度確認する。
- 5 2の④に抵触した場合には、その者との接触した日から14日間以上経過した段階で再度確認する。
- 6 2の③～④に該当し濃厚接触者となった場合や本人の感染が確認された場合であっても、保健所等のPCR検査が陰性である場合には受け入れる。

- （\*1） 国指標ステージⅢ・Ⅳの新規感染者報告数
- ・ステージⅢ 15人/10万人/週 以上
  - ・ステージⅣ 25人/10万人/週 以上